改正後	改正前
8　指定介護予防福祉用具貸与（１月につき）	10　指定介護予防福祉用具貸与（１月につき）
イ　利用者に対して、指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者が、指定介護予防福祉用具貸与を行った場合には、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防特定施設の所在地の特定施設入居者生活介護に適用される単位の１単価で除して得た単位数（１単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）を算定する。ただし、１月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める介護予防福祉用具貸与の基準を満たさない指定介護予防福祉用具貸与を行った場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る単位数は、算定しない。	イ　利用者に対して、指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者が、指定介護予防福祉用具貸与を行った場合には、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防特定施設の所在地の特定施設入居者生活介護に適用される単位の１単価で除して得た単位数（１単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）を算定する。
ロ　（略）	ロ　（略）
9　指定介護予防認知症対応型通所介護	11　指定介護予防認知症対応型通所介護
イ　（略）	イ　（略）
ロ　利用者（適合する利用者等第89号に規定する者に限る。）に対して、指定介護予防認知症対応型通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、所要時間２時間以上３時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行う場合は、介護予防認知症対応型通所介護費のイ(1)(二)若しくは(2)(二)又はロ(2)の所定単位数に100分の57を乗じて得た単位数を算定する。	ロ　利用者（適合する利用者等第89号に規定する者に限る。）に対して、指定介護予防認知症対応型通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、所要時間２時間以上３時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行う場合は、介護予防認知症対応型通所介護費のイ(1)(一)若しくは(2)(一)又はロ(1)の所定単位数に100分の57を乗じて得た単位数を算定する。
ハ　介護予防認知症対応型通所介護費の注６の個別機能訓練を行った場合は、個別機能訓練加算として、１日につき24単位を加算する。	ハ　介護予防認知症対応型通所介護費の注５の個別機能訓練を行った場合は、個別機能訓練加算として、１日につき24単位を加算する。
ニ　介護予防認知症対応型通所介護費の注８の栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、１月につき135単位を加算する。	ニ　介護予防認知症対応型通所介護費の注７の栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、１月につき135単位を加算する。
ホ　介護予防認知症対応型通所介護費の注10の口腔機能向上サービスを行った場合は、口腔機能向上加算として、１月につき135単位を加算する。	ホ　介護予防認知症対応型通所介護費の注８の口腔機能向上サービスを行った場合は、口腔機能向上加算として、１月につき135単位を加算する。
ヘ　イからホまでについては、介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注１から注13まで、ハ並びにニについては、適用しない。	ヘ　イからホまでについては、介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注１から注11まで、ハ並びにニについては、適用しない。
10・11　（略）	12・13　（略）

（厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数の一部改正）

第二十四条　厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数（平成十八年厚生労働省告示第二百六十二号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表		**別表**	
１　基本夜間対応型訪問介護費（１月につき）	1,009単位	１　基本夜間対応型訪問介護費（１月につき）	981単位
注　（略）		注　（略）	
２　定期巡回サービス費（１回につき）	378単位	２　定期巡回サービス費（１回につき）	368単位
注　（略）		注　（略）	
３　随時訪問サービス費(I)（１回につき）	576単位	３　随時訪問サービス費(I)（１回につき）	560単位
注　（略）		注　（略）	
４　随時訪問サービス費(II)（１回につき）	775単位	４　随時訪問サービス費(II)（１回につき）	754単位
注　（略）		注　（略）	
イ～ニ　（略）		イ～ニ　（略）	